ハローワーク米沢から

事業主のみなさまへ

令和８年１０月号

雇用関係助成金のお知らせ

はじめに　働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

残業削減や有給休暇取得促進に取り組む事業主向けの助成金があります。勤怠管理システムや生産性向上設備の導入、専門家によるコンサルティング費用などが対象となり、費用の4分の3が助成されます。働きやすい職場づくりと生産性向上を同時に進められる制度です。というわけで今回は雇用関係助成金ではありませんが働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）をご紹介します。

何のための助成金？

●残業時間を減らしたい
●年次有給休暇を取得しやすくしたい
●労働時間管理を適正化したい
●生産性を向上したい
という課題に取り組む際に、設備投資や専門家活用などの費用を助成する制度です。

活用メリット

●設備投資費用を国が支援
●残業削減で人材定着
●有給休暇取得促進で職場満足度向上
●生産性向上と働きやすい職場づくりを同時に実現
等々

成果目標と改善事業（助成対象となる取組）

「成果目標」を１つ以上選択の上、その達成を目指して下記の「改善事業」を実施してください。

「成果目標」
①月６０時間を超える３６協定の時間外・休日労働時間数の削減
②年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入
③時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を１つ以上新規導入

「改善目標」
①労務管理担当者に対する研修　②労働者に対する研修、周知・啓発
③外部専門家によるコンサルティング　④就業規則・労使協定等の整備
⑤材確保に向けた取組
⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
⑦労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

助成額

助成上限額または対象経費の合計額に補助率３／４を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

助成上限額

選択した「成果目標」に設定された上限額に「賃金の引上げの上限額の加算」を合計した額が助成上限額となります

成果目標①月６０時間を超える３６協定の時間外・休日労働時間数の削減の上限額			
		事業実施後の設定時間数	
		月６０時間以下	月６０時間を超え 月８０時間以下
事業実施前の 設定時間数	月６０時間を超え 月８０時間以下	**１００万円**	**－**
	月６０時間以下	**１５０万円**	**５０万円**

成果目標②年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入 成果目標③時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を１つ以上新規導入の上限額
２５万円

上記の成果目標に加えて、労働者の時間当たりの賃金額を引き上げることを成果目標にすることで加算となります。

賃金の引上げの上限額の加算				
引き上げ人数	１～３人	４～６人	７～１０人	１１～３０人
３％以上 引上げ	**６万円**	**１２万円**	**２０万円**	１人当たり２万円 （上限６０万円）
３％以上 引上げ	**２４万円**	**４８万円**	**８０万円**	１人当たり８万円 （上限２４０万円）
３％以上 引上げ	**３６万円**	**７２万円**	**１２０万円**	１人当たり１２万円 （上限３６０万円）



山形労働局 雇用環境・均等室
働き方改革推進支援助成金担当
TEL 023-624-8226

ハローワーク米沢

令和8年10月20日　ハローワーク米沢発行
米沢所公式HPから登録できます　バックナンバーも掲載中
メール配信登録も好評受付中

担当：専門援助部門　TEL 0238-22-8155
〒992-0012　米沢市金池3-1-39

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は
２階の専門援助部門の窓口でご対応します
お気軽にお問い合わせください